

東税板支発第65号
令和4年11月21日

各位

東京税理士会板橋支部
支部長 田中千税
税務支援対策部

所得税・消費税確定申告無料相談実施について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当支部は、下記のとおり令和4年分所得税・消費税確定申告無料相談を実施いたします。

確定申告無料相談の趣旨をご理解のうえ、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。なお、別紙のとおり新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行うこととしています。

担当者日割表作成の参考にしますので、同封のアンケートに記入の上ファックスまたはE-mail（どちらも無い会員は郵送）にて、来る12月1日（木）までに回答をお願い申し上げます。

敬具

記

I. 目的と対象者

(1) 税理士法第49条の2第2項9号「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務」に基づく税務援助……小規模事業者

(2) (1) 以外の社会貢献事業としての税務指導……………任意来所者

※ 本年は受付を原則予約制にしておりますが、無料相談に馴染まない者（内容が複雑等）が有料での相談を希望する場合は、「税理士紹介制度」を利用することとしています。

II. 実施方法

パソコン・一部希望する納税者がいた場合にはその納税者のスマホによる電子申告（国税庁e-Tax使用）を奨励した申告書作成指導を行います。

コロナ感染防止・プライバシー保護の観点から、スマホの操作は納税者ご自身にして頂きます。

なお、納税者による自書作成指導（対面による相談担当）も行います。

Ⅲ. 担当会員と日数

イ. 原則として全会員1日以上担当して頂きます。2日以上のご担当も歓迎します。(今年度の割当従事人員 延べ180名)

返信のない場合及び希望日無記入の場合は税務支援対策部に一任されたものとして担当割付を行います。ご病気等やむを得ない理由により担当出来ない場合は、必ず別紙アンケートに理由をお書きください(板橋支部規則第8条の3)。最大限の配慮をいたします。お申出がないとやむを得ない場合に当たるかどうかの判断ができませんのでご注意ください。なお、70歳以上の方は原則免除としますのでアンケートの回答は不要です。但し、担当をご希望する場合はアンケートに回答をお願いします。

ロ. 下赤塚地域センター、常盤台地域センター、高島平区民館の専担者ご希望の会員は別紙アンケートにその旨を記入してください。

※ 専担者は、受付等の事務処理を行います。各会場ともに専担者複数体制を予定していますが、状況により対面による相談担当をしていただく場合がございます。

原則として、会場ごと連続して担当をお願いいたしますが、日程の一部の希望も受け付けます。(専担者の打ち合わせは1月12日(木) 15:00~16:30、板橋税務署4階会議室にて行います)ので必ず出席してください。

ハ. 無料相談担当の種類(対面、パソコン・スマホなど)と担当の希望日などについて別紙アンケートに記入し、ご回答ください。

ニ. 無料相談を初めて担当する会員のための「説明会」を実施します。該当の会員は是非ご参加ください。(会場：支部会館)

1月12日(木)

13:30~14:30

ホ. パソコン・スマホ指導担当者のための「研修会」を実施します。パソコン・スマホ指導担当者は下記日程のいずれかに必ずご出席ください。交通費支給予定。(会場：板橋税務署)

1月18日(水)

1回目-14:30~15:30

2回目-16:00~17:00

1月19日(木)

1回目-14:30~15:30

2回目-16:00~17:00

Ⅳ. 会場及び日程

月	1月						2月	
日	23	24	26	27	30	31	1	2
曜日	月	火	木	金	月	火	水	木
下赤塚地域センター	○	○						
常盤台地域センター			○	○				
高島平区民館					○	○	○	○

※相談時間 9時30分～16時00分（昼食休憩1時間以内）

なお、昼食時間は原則12時から13時としますが、状況により前後する場合がありますので、ご協力をお願いします。

集合時刻 8時45分（時間厳守・8時45分より責任者が今年度の変更事項、注意事項等の説明をします）

V. 謝金・交通費

1日あたり 24,140円（税込）

（新型コロナウイルス対策費 5,000円（税込）を含む）

※ 責任者・専担者には、謝金の他1日あたり5,000円（税込）の専担手当を支給します。

なお、本年度も謝金の支払は銀行振込を予定しています。

VI. 無料相談従事者対象の保険

従来から加入している傷害事故（往復途上を含む）を保障する傷害保険の加入に加えて、コロナ感染症の罹患を保障対象とする傷害保険にも加入いたします。

VII. その他

現在のところ、1月24日（火）は、支部行事の新春講演会（講師未定）が計画されていることを申し添えます。

なお、希望日は最大限尊重いたしますが場合によってはご希望にそぐわない日をお願いするかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上

(別紙) 新型コロナウイルスの感染防止について

本年度の確定申告無料相談におきましては本会作成の「令和 4 年分確定申告無料相談手引」に記載されています「新型コロナウイルスの感染防止について (参考)」に準拠して、以下の新型コロナウイルス感染防止対策を実施いたします。

会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

1. 相談会場および待合スペース等の設営については、ソーシャルディスタンスの確保等を踏まえたレイアウトを検討します。
2. せき・発熱等の自覚症状がある者又は体調のすぐれない者の入場を制限する旨のポスターを署が用意するので、確実に掲示します。
3. 発熱等の有無にかかわらず、以下に該当する場合は、業務に従事することが出来ないため、代替者等の対応策を講じます。
 - イ 感染症陽性とされた者と濃厚接触がある場合
 - ロ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合
 - ハ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域等から帰国・入国し、指定された観察期間を経過していない場合、並びに観察期間中の帰国・入国者との濃厚接触がある場合
4. 定期的に会場の換気、清掃等を行うとともに必要に応じて消毒を行う。また、従事される会員の皆様に対してマスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底していただきます（マスクは各自準備）。
5. 来場する納税者の手指消毒のため、入口等にアルコール消毒液を配備する。また、マスク着用を徹底し、マスクを着用していない者には着用を求め、応じない場合には、入場を制限します。
6. 受付等を行う際に来場した納税者の検温を行う。その際、体温が 37.5 度以上であった場合には、感染症に罹患している虞があるため、入場を制限します。
7. せき・発熱等の自覚症状がある者又は体調のすぐれない従事会員を把握した場合は、速やかに相談を中断していただき、統括官に連絡し、指示を仰ぎます。
8. その他、感染症防止対策上、突発的な事故が発生した場合には、統括官に連絡し、指示を仰ぎます。

令和4年分 確定申告無料相談担当アンケート

該当する □欄 に✓マークを記入して下さい。(本年分は、70歳以上の方は原則免除としますが、ご希望の方はご回答ください。)

次の4つの中から選択して下さい。(複数選択可)

- 対面による相談担当
 - 1日のみを希望
 - 2日を希望
 - 3日以上を希望
- パソコン・納税者のスマホによる相談担当 ※
- どちらでも可
- 専担者を希望する

専担希望日 (月 日 ~ 月 日)
 専担者は原則、可能な限り連続した複数日の担当をお願いいたします。
 専担希望会場 ()

「担当できない」方については、下記の理由欄に記載願います。

※ パソコン・納税者のスマホによる相談担当者は、事前研修(日程については別紙Ⅲ、ホ参照。)への参加が必要です。
 また、当日の状況等により対面による相談担当をお願いする場合がありますのでご承知おき下さい。

協力可能日を塗りつぶして下さい。(割付作業の都合上、1日のみを希望する方でも3日以上を塗りつぶしをお願いします。)

月日	1月23日	1月24日	1月26日	1月27日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日
曜日	月	火	木	金	月	火	水	木
下赤塚地域センター	○	○						
常盤台地域センター			○	○				
高島平区民館					○	○	○	○

→「担当できない」方については、具体的な理由を、下記に記載願います。

「担当できない」理由

- 病気療養中
- その他(具体的に:)

Ⓞ: 多忙である・出張予定がある・他に勤務している・

基礎疾患が無くコロナ感染予防の為・株主総会準備等は、相談員を免除する「正当な理由」とはなりません。

事務所所在地 板橋区

氏 名 (年齢:)

電話 番 号

事務局 FAX 3961-9217 E-mail:shibu@itazei.jp

12月1日(木曜日)までにご返信願います。